

船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内において地方裁量型認定こども園を設置している者（以下「設置者」という。）に対し、地方裁量型認定こども園運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地方裁量型認定こども園の費用負担の軽減を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「地方裁量型認定こども園」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）第1の3で定める保育機能施設をいう。

(交付の要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる設置者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 市長が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項の施設型給付費の支給に係る施設として確認する地方裁量型認定こども園の設置者であること。
- (2) 法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子ども（以下「保育認定子ども」という。）に係る利用定員（同法第31条第1項の規定に基づき定めたものに限る。以下同じ。）の数が20人以上であること。
- (3) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育を提供する日（土曜日を除く。）において、1日につき11時間以上の特定教育・保育の提供を行うこと。

(交付対象等)

第4条 補助金の交付の対象となる費用、補助金の算定基準及び補助金の額は、別表第1に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする設置者（以下「申請者」という。）は、別表第2に掲げる日までに船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付

申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。この場合において、別表第3に掲げる費用に係る申請にあつては、同表に定める書類を添付しなければならない。

（交付可否の決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

（交付請求）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付請求書（第3号様式）により速やかに市長に請求しなければならない。

（交付の時期）

第8条 前条の規定による請求に係る補助金については、補助事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、補助事業の完了前に交付することができる。

（報告の義務）

第9条 補助金の補助事業が完了した設置者は、補助金の使途を明確にするため、補助事業が完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金実績報告書（第4号様式）により市長に報告しなければならない。

（額の確定等）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、前条に規定する書類の審査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金確定通知書（第5号様式）により当該設置者に通知する。

（交付決定の取消し等）

第11条 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた設置者があるときは、市長は、補助金の交付決定を取り消し、又

は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第12条 補助金の交付を受けた設置者は、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金消費税仕入控除税額報告書(第6号様式)により、補助事業が完了した日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告するとともに、これを返還しなければならない。ただし、消費税額及び地方消費税額を補助金の交付の対象となる費用に含めないで第9条の規定による実績報告を行った場合には、この限りでない。

(財産の処分の制限)

第13条 補助金の交付を受けた設置者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合は、この限りでない。

(関係書類の整備)

第14条 補助金の交付を受けた設置者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間整備しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、本文に規定する期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで整備しておかなければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付要綱の規定は、平成29年度以後の年度分の補助金について適用し、平成28年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付要綱の規定は、平成30年度以後の年度分の補助金について適用し、平成29年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付要綱の規定は、平成31年度以後の年度分の補助金について適用し、平成30年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱（別表第4の改正規定を除く。）による改正後の船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付要綱の規定は、令和2年度以後の年度分の補助金について適用し、令和元年度分までの補助金については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第4の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱（別表第4の改正規定を除く。）による改正後の船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付要綱の規定は、令和3年度以後の年度分の補助金について適用し、令和2年度分までの補助金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第4の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、改正後の別表第4の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱（別表第4の改正規定を除く。）による改正後の船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付要綱の規定は、令和4年度以後の年度分の補助金について適用し、令和3年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、改正後の別表第4の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱（別表第4の改正規定を除く。）による改正後の船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付要綱の規定は、令和5年度以後の年度分の補助金について適用し、令和4年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年6月30日から施行し、令和5年4月1日から適用す

る。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付要綱の規定は、令和6年度以後の年度分の補助金について適用し、令和5年度分までの補助金については、なお従前の例による。

別表第1

区分	補助金の算定基準		補助金の額
1 職員の処遇向上に要する費用	毎月1日在職の正規職員の数	ア 保育士 イ 保健師 ウ 助産師 エ 看護師 オ 准看護師 カ 理学療法士 キ 作業療法士 ク 言語聴覚士	正規職員1人当たり 月額 33,220 円
		ケ 栄養士	正規職員1人当たり 月額 25,560 円
		コ 事務長 サ 事務員の職務に従事する者 シ アからサまで、ス及びセに掲げる者のほか、保育に従事する者	正規職員1人当たり 月額 18,070 円

	ス 調理員の職務に従事する者 セ 用務員の職務に従事する者	正規職員 1 人当たり 月額 16,880 円
	期末手当の支給月 1 日在職の正規職員の数	正規職員 1 人当たり 1 回目支給分 40,920 円 2 回目支給分 42,780 円（期末手当が年 1 回支給される場合は、83,700 円）
2 延長保育事業に要する費用	延長保育事業の実施について（令和 6 年 4 月 1 日付けこ成保第 225 号）別紙延長保育事業実施要綱 4（1）④イ	別表第 4 による額以内
3 児童の処遇向上に要する費用	毎月 1 日在籍の市内に在住する児童の数（保育認定子どもに限る。）	総児童分 児童 1 人当たり月額 1,150 円 年齢別 3 歳未満児 1 人当たり月額 3,600 円 3 歳以上児 1 人当たり月額 1,350 円
4 予備保育士の雇用に要する費用	毎月 1 日現在において特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和 5 年 5 月 19 日付けこ成保 38・5 文科初第 483 号）別紙 3 に規定する充足すべき職員数を超えて雇用する正規職員の保育士であって市長が認めるもの 3 人以内	正規職員 1 人当たり月額 203,800 円以内。ただし、期末手当分として、1 年につき、それぞれ月額の 4.5 月分を限度に加算する。

	<p>毎月 1 日現在において特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について別紙 3 に規定する充足すべき職員数を超えて雇用する正規職員の保育士のうち市長が認めるものであって、1 歳児及び 2 歳児 5 人につき保育士 1 人を配置する場合に追加で必要となるものの数以内</p>			
<p>5 障害児保育に要する費用</p>	<p>毎月 1 日在籍の障害児（保育認定子どもに限る。）のための保育に従事する正規職員又は臨時的雇用職員の幼稚園教諭、保育士、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士（この項においてこれらの者を「障害児保育に従事する保育士等」という。）、子育て支援員若しくは児童指導員（この項においてこれらの者を「障害児保育に従事する子育て支援員等」という。）又は市長が認めるもの</p>	<p>右欄の正規職員を配置する場合</p>	<p>障害児保育に従事する保育士等</p>	<p>基本分 正規職員 1 人当たり月額 244,300 円以内。ただし、正規職員に係る期末手当分として、1 年につき、それぞれ月額 4.5 月分を限度に加算する。</p> <p>加算分 1 日につき 8 時間を超える時間について臨時的雇用職員（市長が認めるものに限る。）を配置する場合は、(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、次に定める額のいずれかの額を加算する。</p> <p>(1) 障害児保育に従事する保育士等 当該臨時的雇用職員 1 時間</p>

				<p>当たり 1,506 円 以内かつ月額 161,100 円以内</p> <p>(2) 障害児保育に 従事する子育て 支援員等 当該 臨時的雇用職員 1 時間当たり 1,280 円以内か つ月額 136,900 円以内</p>
			<p>障害児保 育に従事 する子育 て支援員 等</p>	<p>基本分 正規職員 1 人 当 たり 月 額 215,000 円以内。ただ し、正規職員に係る 期末手当分として、1 年につき、それぞれ 月額 の 4.5 月分を限 度に加算する。</p> <p>加算分 1日につき 8 時間を超える時間 について臨時的雇用職 員（市長が認めるも のに限る。）を配置す る場合は、(1)又は(2) に掲げる区分に応 じ、次に定める額の いずれかの額を加算 する。</p>

			<p>(1) 障害児保育に従事する保育士等 当該臨時的雇用職員 1 時間当たり 1,506 円以内かつ月額 161,100 円以</p> <p>(2) 障害児保育に従事する子育て支援員等 当該臨時的雇用職員 1 時間当たり 1,280 円以内かつ月額 136,900 円以内</p>
	右欄の臨時的雇用職員を配置する場合	障害児保育に従事する保育士等	臨時的雇用職員 1 時間当たり 1,506 円以内かつ月額 414,100 円以内
		障害児保育に従事する子育て支援員等	臨時的雇用職員 1 時間当たり 1,280 円以内かつ月額 352,000 円以内

備考

- 1 正規職員とは、市内の地方裁量型認定こども園で1日6時間以上、月20日以上勤務する者をいう。
- 2 臨時的雇用職員とは、市内の地方裁量型認定こども園で勤務する者のうち1に掲げる以外の者をいう。

- 3 保育士とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 4 に規定する者をいう。
- 4 保健師とは、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 2 条に規定する者をいう。
- 5 助産師とは、保健師助産師看護師法第 3 条に規定する者をいう。
- 6 看護師とは、保健師助産師看護師法第 5 条に規定する者をいう。
- 7 准看護師とは、保健師助産師看護師法第 6 条に規定する者をいう。
- 8 理学療法士とは、理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）第 2 条第 3 項に規定する者をいう。
- 9 作業療法士とは、理学療法士及び作業療法士法第 2 条第 4 項に規定する者をいう。
- 10 言語聴覚士とは、言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）第 2 条に規定する者をいう。
- 11 栄養士とは、栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）第 1 条第 1 項に規定する者をいう。
- 12 幼稚園教諭とは、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。）を有する者をいう。
- 13 障害児とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象児（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた児童若しくは千葉県療育手帳制度実施要綱（昭和 62 年千葉県要綱）の規定により療育手帳の交付を受けた児童又は市長が認めた障害児をいう。
- 14 子育て支援員研修事業の実施について（令和 6 年 3 月 30 日こ成環第 111 号・こ支家第 189 号）の別紙子育て支援員研修事業実施要綱に規定する地域保育コースの地域型保育の専門研修を修了した者をいう。
- 15 児童指導員とは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 21 条第 6 項に規定する者をいう。

別表第 2

区分	申請期限
1 職員の処遇向上に要する費用	1.2.3 月分 3 月 31 日 4.5.6 月分 7 月 15 日 7.8.9 月分 10 月 15 日 10.11.12 月分 1 月 15 日
2 延長保育事業に要する費用	3 月 31 日
3 児童の処遇向上に要する費用	1.2.3 月分 3 月 31 日 4.5.6 月分 7 月 15 日 7.8.9 月分 10 月 15 日 10.11.12 月分 1 月 15 日
4 予備保育士の雇用に要する費用	1.2.3 月分 3 月 31 日 4.5.6 月分 7 月 15 日 7.8.9 月分 10 月 15 日 10.11.12 月分 1 月 15 日
5 障害児保育に要する費用	1.2.3 月分 3 月 31 日 4.5.6 月分 7 月 15 日 7.8.9 月分 10 月 15 日 10.11.12 月分 1 月 15 日

別表第 3

区分	添付書類
1 職員の処遇向上に要する費用	ア 職員名簿 イ 保育士証、栄養士免許証、保健師免許証、助産師免許証、看護師免許証、准看護師免許証、理学療法士免許証、作業療法士免許証又は言語聴覚士免許証の写し 注 2 回目以降の申請にあつては、職員に変更が生じた場合にのみ当該職員に係る書類を

	添付すること。
2 延長保育事業に要する費用	ア 延長保育実施状況報告書 イ その他市長が必要と認める書類
3 障害児保育に要する費用	幼稚園教諭免許状、保育士証、保健師免許証、助産師免許証、看護師免許証、准看護師免許証、理学療法士免許証、作業療法士免許証、言語聴覚士免許証、子育て支援員研修修了証書又は児童指導員の資格(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 43 条に該当するもの)を証明するものの写し 注 2 回目以降の申請にあつては、職員に変更が生じた場合にのみ当該職員に係る書類を添付すること。

別表第 4

延長時間区分	1 事業所あたり年額	1 日あたりの平均対象児童数
30 分	300,000 円	1 人以上
1 時間	1,667,000 円	3 人以上
2～3 時間	2,640,000 円	3 人以上
4～5 時間	5,510,000 円	3 人以上
6 時間以上	6,485,000 円	3 人以上

備考

- 対象児童数とは、1 1 時間の開所時間の前後の時間において、30 分延長にあつては 15 分以上の時間、1 時間延長にあつては 30 分を超える時間、2 時間延長にあつては 1 時間 30 分を超える時間、3 時間延長にあつては 2 時間 30 分を超える時間の延長保育を利用した児童の数をいう。
- 平均対象児童数とは、年間の延長時間区分における各週の最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第 1 位を四捨五入して得た数をいう。
- 複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間の区分となること。

- 4 事業期間が6か月未満の施設にあつては、該当する1事業あたり年額に2分の1を乗じて得た額を補助金の額とする。

第1号様式

年 月 日

船橋市長 へ

施設名

所在地

代表者氏名

船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付申請書

地方裁量型認定こども園運営費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 申請金額 円 (月分)
2. 内訳 別紙のとおり
3. 添付書類

第2号様式

年 月 日

様

船橋市長



船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付可否決定通知書

年 月 日付で申請のあった地方裁量型認定こども園運営費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 交付します。 交付決定額 円

内訳

区 分	交付金額

2. 交付しません。

理由

第 3 号様式

年 月 日

船橋市長 あて

施設名

所在地

代表者氏名

船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付請求書

地方裁量型認定こども園運営費補助金を下記のとおり請求します。

記

請求金額

円 (月分)

第 4 号様式

年 月 日

船橋市長 あて

施設名

所在地

代表者氏名

船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金実績報告書

年 月 日に交付決定を受けた地方裁量型認定こども園運営費補助金に係る
事業実施状況について別紙のとおり報告します。

消費税及び地方消費税の適用に関する事項

第5号様式

年 月 日

様

船橋市長



船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業について、次のとおり補助金の額を
確定したので、通知します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指令番号	船橋市指令第 号
補 助 年 度			
補 助 対 象 の 区 分			
交 付 決 定 額			
補助対象経費精算額			
交 付 確 定 額			

第 6 号様式

年 月 日

船橋市長 あて

施 設 名

所 在 地

代表者氏名

船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金消費税仕入控除税額報告書

年 月 日に交付決定を受けた地方裁量型認定こども園運営費補助金
について、下記のとおり報告します。

記

交付確定額 円

確定申告により確定した地方裁量型認定こども園運営費補助金に係る消費税及び地方
消費税に係る仕入控除税額 円